

平成 25 年 6 月

平成 26 年度 税制改正要望事項

公益社団法人 福井県法人会連合会
(公益社団法人 坂井法人会)

1 はじめに

我が国の社会保障制度の現状は、高齢化の進展に伴い毎年増加する社会保障給付費を社会保険料及び税収を財源として維持することが困難となり、多額の特例国債の発行によって維持されている。しかし、この構造上の問題を将来世代に先送りすることなく、短期的に社会保障制度の見直し及び財源を安定的に確保するための税の抜本的改革が早急に求められる。

法人税制においては、国際競争力の強化、国内の雇用の促進、国外からの投資の拡大など、産業の空洞化を防止する観点から、さらなる法人実行税率の引下げが求められる。ただ、法人実効税率引下げを行う場合、それに見合う財源の確保を図るため課税ベースの拡大が行われており、そのことが真に経済活性化のための企業負担全体において適正なのか検討されるべきである。

2 歳入・歳出、税制・財政

(1) 社会保障費の財源確保

- イ 年金、医療、介護、生活保護等のあり方を見直し、国民に理解される持続的な制度を確立すること。
- ロ 行財政経費を削減してもなお財源が不足するのであれば増税してもやむを得ない。

(2) 行財政改革の徹底

- イ 国・地方議員の議員定数を大幅に削減すること。
また、歳費や報酬はまだまだ高すぎるので大幅なカットをすること。国会議員の歳費は期間限定でカットはしているもののそれでは不十分である。
- ロ 国家・地方公務員定数を削減し、人件費のカットをすること。
- ハ 公益法人、独立行政法人に対する補助金は、真に必要なものだけに限定すること。
- ニ 国と地方の二重行政を極力排除し、経費の効率使用に努めること。

- ホ 民間でできるものは極力民間にまかせ、国・地方自治体のスリム化を図ること。
- ヘ 課税標準を同じくする法人税、所得税、事業税、都道府県民税、市区町村税の申告・納税を一本化し、徴税コストの削減と納税者の利便性の向上を図ること。
- ト 「事業仕訳」により国及び自治体の出先機関の要不用を徹底すること。

3 経済

(1) 中小企業対策

- イ 起業の促進、雇用の拡大、後継者の確保等活性化のための税の優遇は必要であるので抜本的な施策を講ずること。
- ロ 必要な公共事業（インフラの整備等）は凍結せず行うこと。
- ハ 就業人口の減少やすぐれた技能・技術承継のため、熟練者の雇用の確保を図る施策を講ずること。

4 国と地方

(1) 三位一体の改革

- イ 地方消費税の税率の引き上げ（国と地方の配分の見直し）を図ること。

(2) 地域間格差

- イ 都会と地方の所得格差は著しいものがあり、地場産業を振興させる税の優遇措置を図ること。
- ロ 「ふるさと納税」制度を抜本的に改正すること。
- ハ 寒冷地における減価償却資産の耐用年数の短縮を考慮すること。

5 国税・地方税

(1) 法人税

- イ 国際競争力強化のため、また企業の海外転出防止のために法人税の実効税率（特に地方法人二税（法人住民税・法人事業税））を引き下げること。
- ロ 中小企業の軽減税率適用所得金額を引き上げること。
- ハ 退職給与引当金は将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入れについて損金算入を認めること。

二 同族会社の留保金課税制度（中小企業の課税は撤廃された）そのものは未だ存続しているが、個人所得税とのバランスからその意義は既に失われており、廃止すること。

ホ 電話加入権を減価償却資産に変更し、損金算入を認めること。

（２） 個人所得税

イ 生命保険料控除のうち個人年金保険料と介護年金保険料は全額控除対象とすること。

ロ 少子化対策として、子供が多くなれば世帯の税負担が軽減されるような税額控除制度等を創設すること。

ハ 所得控除全般が複雑なため整理・合理化を図り簡潔にすること。

二 土地建物の譲渡により生じた損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

（３） 資産課税

イ 若い世代への資産移動を促すために贈与税の基礎控除を引き上げること。

ロ 非上場株式（取引相場のない株式）の評価については、実情に即した評価方法・評価額とすること。

ハ 個人の金融資産形成を推進する観点から、日本版 ISA 制度の恒久化及び個人投資家の利便性や金融機関の実務に配慮したより簡素な制度とすること。

（４） 消費税

イ あらゆる策を講じても財源が不足するのであれば、税率の引き上げもやむを得ないが、無駄の削減は第一義であり、また引き上げ時の景気動向を見誤らないように十分考慮すること。

また、逆進性対策で軽減税率や給付付き税額控除が考えられるが、事業者には過度の負担がかからないように配慮すること。

ロ 他の税目で課税されているものには消費税を二重に課税しないこと（タックスオンタックス）。

ハ 法人税の期限延長を申請した法人は、消費税も延長できる特例を設けること。

二 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。

ホ 消費税の滞納防止の観点から、延納制度を創設すること。

(5) 印紙税

イ 現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式・内容が変化し電子決済等でペーパーレス化している。文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じているので廃止すべきである。

(6) 地方税

イ 自治体が新規に法定外税を導入するときは、十分検討の上真に必要なものに限定すること。

ロ 固定資産評価額（課税標準額）については、取引されている市場価格等の実勢価額で評価すること。

また、特に建物については、経年により減価するので実態に即した評価額とすること。

(7) 環境税

イ 導入については地球温暖化防止の観点から致し方ないが、自然エネルギーを奨励することから小水力・太陽光・風力・地熱等発電に対しては税の優遇や支援策を講ずること。

6 原発対策

イ 原子力発電所立地地域では原発関連産業に依存している割合が高いため、再稼働できないときは何らかの支援措置を講ずること。

7 その他

(1) 番号制の導入

イ マイナンバー制度は行政事務の効率化・公平化の観点に立ち、社会保障、税、防災分野で活用すべきである。その活用にあたってはプライバシーの保護等多々問題もあるので慎重に対応すること。

(2) 租税教育

イ 小中高校生に対する正しい税についての教育は重要であり、租税教育を行うことについて民間団体を大いに活用すべきである。